

自社株に関する知識を 網羅する

会員様限定

法人保険オンラインサロン
中小企業ミライbase
オープンチャット

この度、会員の皆様向けに
オープンチャットを開設しました！

このオープンチャットでは、皆様に
 役立つ情報 など
代表の渡邊も気軽につぶやきます！！

皆様もぜひお気軽に投稿して、
意見交換を楽しみましょう！

ご参加は
こちらから
SCAN

<https://x.gd/Pvctl>

オープンチャット参加時は、
必ず本名(フルネーム)でご登録をお願いいたします。



法人保険オンラインサロン
中小企業ミライbase【会員限定】法人保険オンラインサ

我々の仕事とは？

生命保険は手段であって、目的ではない。

我々の目的は**リスクマネジメント**である。

(1) 相続税の納税資金不足

- **現金・預貯金が少ない**場合、相続税を払うために自社株や不動産を手放さざるを得なくなるリスク。
- 中小企業オーナーの場合、資産の大半が「自社株」や「事業用不動産」に偏っていて、**流動性が低い**ことが多い。
- 例：自社株評価が2億円にのぼるのに、個人資産の現預金はほとんどない → 相続人に多額の現金が必要に。

(1) 相続税の納税資金不足

- 現金・預貯金が少ない場合、相続税を払うために自社株や不動産を手放さざるを得なくなるリスク。
- 中小企業オーナーの場合、資産の大半が「自社株」や「事業用不動産」に偏っていて、**流動性が低い**ことが多い。
- 例：自社株評価が2億円にのぼるのに、個人資産の現預金はほとんどない → 相続人に多額の現金が必要に。

(2) 非関与相続人・兄弟間のトラブル

- 会社に関わっていない子が「株はいらない、代わりに現金が欲しい」と言うケース。
- 遺産分割協議が長期化・紛糾し、遺族関係が悪化。
- 例：後継者の長男と会社にタッチしない次男・長女の意見が食い違い、**遺留分**（最低限の相続権）の請求をめぐって対立。

個人（遺族）に潜むリスク

(1) 相続税の納税資金不足

- 現金・預貯金が少ない場合、相続税を払うために自社株や不動産を手放さざるを得なくなるリスク。
- 中小企業オーナーの場合、資産の大半が「自社株」や「事業用不動産」に偏っていて、**流動性が低い**ことが多い。
- 例：自社株評価が2億円にのぼるのに、個人資産の現預金はほとんどない → 相続人に多額の現金が必要に。

(2) 非関与相続人・兄弟間のトラブル

- 会社に関わっていない子が「株はいらない、代わりに現金が欲しい」と言うケース。
- 遺産分割協議が長期化・紛糾し、遺族関係が悪化。
- 例：後継者の長男と会社にタッチしない次男・長女の意見が食い違い、**遺留分**（最低限の相続権）の請求をめぐって対立。

(3) 遺留分の請求

- 被相続人（社長）が「後継者に全株式を相続させる」遺言を残していても、**他の相続人が遺留分を主張**すれば、現金で補償する必要が生じる。
- 満たされない場合、最悪は訴訟になるリスク。

個人（遺族）に潜むリスク

(1) 相続税の納税資金不足

- 現金・預貯金が少ない場合、相続税を払うために自社株や不動産を手放さざるを得なくなるリスク。
- 中小企業オーナーの場合、資産の大半が「自社株」や「事業用不動産」に偏っていて、**流動性が低い**ことが多い。
- 例：自社株評価が2億円にのぼるのに、個人資産の現預金はほとんどない → 相続人に多額の現金が必要に。

(2) 非関与相続人・兄弟間のトラブル

- 会社に関わっていない子が「株はいらない、代わりに現金が欲しい」と言うケース。
- 遺産分割協議が長期化・紛糾し、遺族関係が悪化。
- 例：後継者の長男と会社にタッチしない次男・長女の意見が食い違い、**遺留分**（最低限の相続権）の請求をめぐって対立。

(3) 遺留分の請求

- 被相続人（社長）が「後継者に全株式を相続させる」遺言を残していても、**他の相続人が遺留分を主張**すれば、現金で補償する必要が生じる。
- 満たされない場合、最悪は訴訟になるリスク。

(4) 相続手続きの混乱・時間的負担

- 相続手続きや名義変更、相続税申告は想像以上に**時間と労力がかかる**。

経営者死亡直後のバタバタの中で、遺族は**事業承継と相続手続き**を同時に進める必要に迫られ、精神的負担が大きい。

(1) 自社株の分散 → 経営権の混乱

- 株式が法定相続分で分散すると、後継者が過半数を押さえられなくなる。
- 会社の重要事項決定（増資、役員選任、定款変更など）に支障をきたす可能性。
- 例：代表取締役には長男が就任していても、株式の大半を他の兄弟が持っている → 実質的に決定権が薄い状態。

(1) 自社株の分散 → 経営権の混乱

- 株式が法定相続分で分散すると、後継者が過半数を押さえられなくなる。
- 会社の重要事項決定（増資、役員選任、定款変更など）に支障をきたす可能性。
- 例：代表取締役には長男が就任していても、株式の大半を他の兄弟が持っている → 実質的に決定権が薄い状態。

(2) 連帯保証債務

- 中小企業の社長は個人で銀行借入の連帯保証をしているケースが多い。
- 社長死亡後、相続人が連帯保証を相続し、銀行から請求が来るリスク。
- 例：社長の債務4,000万円を相続人（妻や子ども）が突然請求され、払えなければ遺産の放棄も検討せざるを得ない。

(1) 自社株の分散 → 経営権の混乱

- 株式が法定相続分で分散すると、後継者が過半数を押さえられなくなる。
- 会社の重要事項決定（増資、役員選任、定款変更など）に支障をきたす可能性。
- 例：代表取締役には長男が就任していても、株式の大半を他の兄弟が持っている → 実質的に決定権が薄い状態。

(2) 連帯保証債務

- 中小企業の社長は個人で銀行借入の連帯保証をしているケースが多い。
- 社長死亡後、相続人が連帯保証を相続し、銀行から請求が来るリスク。
- 例：社長の債務4,000万円を相続人（妻や子ども）が突然請求され、払えなければ遺産の放棄も検討せざるを得ない。

(3) 役員借入金の処理

- 社長が会社に貸し付けている資金（役員借入金）は社長個人の資産 → 相続財産。
- 相続人から「父が貸していたお金を返してほしい」と請求されると、会社がすぐ返せず経営危機になる恐れ。

(4) 事業用不動産の相続

- 工場や店舗、社屋などが**社長個人名義**になっているケース。
- 相続人の意向によっては、「会社に賃貸する」「第三者に売却する」など、会社が今まで通り使えなくなる可能性。
- 例**：長男が「事業を継ぐのは自分」と考えても、土地や建物を相続した次男が「家賃を上げる」と要求 → 事業コスト増・紛争化。

(4) 事業用不動産の相続

- 工場や店舗、社屋などが**社長個人名義**になっているケース。
- 相続人の意向によっては、「会社に賃貸する」「第三者に売却する」など、会社が今まで通り使えなくなる可能性。
- 例**：長男が「事業を継ぐのは自分」と考えても、土地や建物を相続した次男が「家賃を上げる」と要求 → 事業コスト増・紛争化。

(5) 代表者不在による業務停滞

- 会社の登記・手続き上、**代表取締役**が急逝すると、銀行取引や契約業務が止まるリスク。
- 次の代表をすぐ決められないと、取引先との信用問題に発展しかねない。
- 例**：葬儀手配や相続手続きでバタバタしている間に、**重要案件の決裁**が止まる。

別表について

決算書の主要部分

貸借対照表

企業の特定時点での資産、負債、純資産の状態を示す。

損益計算書

特定期間内の収益と費用を通じて、企業の利益を示す。

キャッシュフロー計算書

特定期間内の現金の流入と流出を示し、企業の現金流動を明らかにする。

別表

財務諸表の詳細情報や特定項目の追加情報を提供。

勘定科目内訳書

特定の勘定科目の詳細な内訳を提供。

別表について

別表番号	別表名	内容
別表一	各事業年度の所得に係る申告書	法人税の納付税額を計算する表
別表二	同族会社等の判定に関する明細書	同族会社に該当するかどうかを判定する表
別表四	所得の金額の計算に関する明細書	当期の利益から所得の金額を計算する表
別表五（一）	利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書	税務上の純資産の金額を記録する明細書
別表五（二）	租税公課の納付状況等に関する明細書	①法人税、住民税、事業税などの租税公課の発生及び納付状況 ②納税充当金の積立ておよび取崩しの状況を記載した表
別表六（一）	所得税額の控除に関する明細書	預貯金や公社債等の利息から差し引かれた所得税額について記載する表
別表七（一）	欠損金又は災害損失金の損金算入に関する明細書	青色欠損金や災害損失金の繰越しをする場合に作成する表
別表八（一）	受取配当等の益金不算入に関する明細書	受取配当金のうち益金にならない金額を計算する表
別表十一（一）	個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書	個別評価金銭債権に対する貸倒引当金の繰入限度額を計算する表
別表十一（一の二）	一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書	一括評価金銭債権に対する貸倒引当金の繰入限度額を計算する表
別表十四（二）	寄附金の損金算入に関する明細書	支出寄附金の損金算入限度額を計算する表
別表十五	交際費等の損金算入に関する明細書	支出交際費の損金算入限度額を計算する表
別表十六（一）	旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書	定額法で償却する減価償却資産の償却限度額を計算する表
別表十六（二）	旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書	定率法で償却する減価償却資産の償却限度額を計算する表
別表十六（六）	繰延資産の償却額の計算に関する明細書	均等償却や一括償却をおこなう繰延資産の償却限度額を計算する表
別表十六（七）	少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書	取得価額が30万円未満の資産の取得価額の全額を損金算入する場合に記載する表
別表十六（八）	一括償却資産の損金算入に関する明細書	取得価額が20万円未満の資産を3年にわたって損金に算入するために記載する表

別表について

別表番号	別表名	内容
別表	各事業年度の所得に係る申告書	法人税の納付税額を計算する表
別表二	同族会社等の判定に関する明細書	同族会社に該当するかどうかを判定する表
別表四	所得の金額の計算に関する明細書	当期の利益から所得の金額を計算する表
別表五（一）	利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書	税務上の純資産の金額を記録する明細書
別表五（二）	租税公課の納付状況等に関する明細書	①法人税、住民税、事業税などの租税公課の発生及び納付状況 ②納税充当金の積立ておよび取崩しの状況を記載した表
別表六（一）	所得税額の控除に関する明細書	預貯金や公社債等の利息から差し引かれた所得税額について記載する表
別表七（一）	欠損金又は災害損失金の損金算入に関する明細書	青色欠損金や災害損失金の繰越しをする場合に作成する表
別表八（一）	受取配当等の益金不算入に関する明細書	受取配当金のうち益金にならない金額を計算する表
別表十一（一）	個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書	個別評価金銭債権に対する貸倒引当金の繰入限度額を計算する表
別表十一（一の二）	一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書	一括評価金銭債権に対する貸倒引当金の繰入限度額を計算する表
別表十四（二）	寄附金の損金算入に関する明細書	支出寄附金の損金算入限度額を計算する表
別表十五	交際費等の損金算入に関する明細書	支出交際費の損金算入限度額を計算する表
別表十六（一）	旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書	定額法で償却する減価償却資産の償却限度額を計算する表
別表十六（二）	旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書	定率法で償却する減価償却資産の償却限度額を計算する表
別表十六（六）	繰延資産の償却額の計算に関する明細書	均等償却や一括償却をおこなう繰延資産の償却限度額を計算する表
別表十六（七）	少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書	取得価額が30万円未満の資産の取得価額の全額を損金算入する場合に記載する表
別表十六（八）	一括償却資産の損金算入に関する明細書	取得価額が20万円未満の資産を3年にわたって損金に算入するために記載する表

別表2について = 株主の把握

☑ 株主と株式構成が理解できる
(実権者が誰かを把握する)

事業承継の話のきっかけにできる

別表2について = 株主の把握

別表2の株主記載欄に全ての株式所有者が掲載されているとは限りません。そのことを判断するには、別表2の左上にある

【期末現在の発行済み株式の総数又は出資の総額】

の確認をしておくことが重要です。左記の別表2を見ると、【期末現在の発行済み株式の総数又は出資の総額】は200となっています。

その内、山田太郎さんが200株を所有しているため、この会社の株式の全てを山田太郎さんが所有していることが分かります。

仮に【期末現在の発行済み株式の総数又は出資の総額】が250となっている場合、山田太郎さん以外に株式を所有している人物がいるという事が分かります。（この人物が必ずしも株主掲載欄に記載されているとは限らないので、その場合は相手に確認しましょう）

議決権保有割合を理解する

株主総会では事案に対する議決権を持つ人が賛成・反対の票を投じますが、票の数は1人1票ではなく、保有比率によって決まる。1単元株に対して1つの議決権があるのが一般的。

議決権保有割合

3%以上	10%以上	3分の1超	50%以上	50%超	3分の2以上
会計帳簿閲覧請求権 行使することができる =経営状態を把握 することができるとい うこと	解散請求権など	株主総会の 特別決議 を単独で阻止するこ と が可能。議決権保 有割合が3分の1を 超える株主の同意が なければ、特別決議 は通らないことにな るため、重要な数字 です。	株主総会の普通決議 を単独で阻止するこ とが可能です。	株主総会の 普通決議 を単独で成立させる ことが可能 です。	株主総会の 特別決議 を単独で成立させる ことが可能 です。

議決権保有割合を理解する

50%超の議決権

3分の2以上の議決権

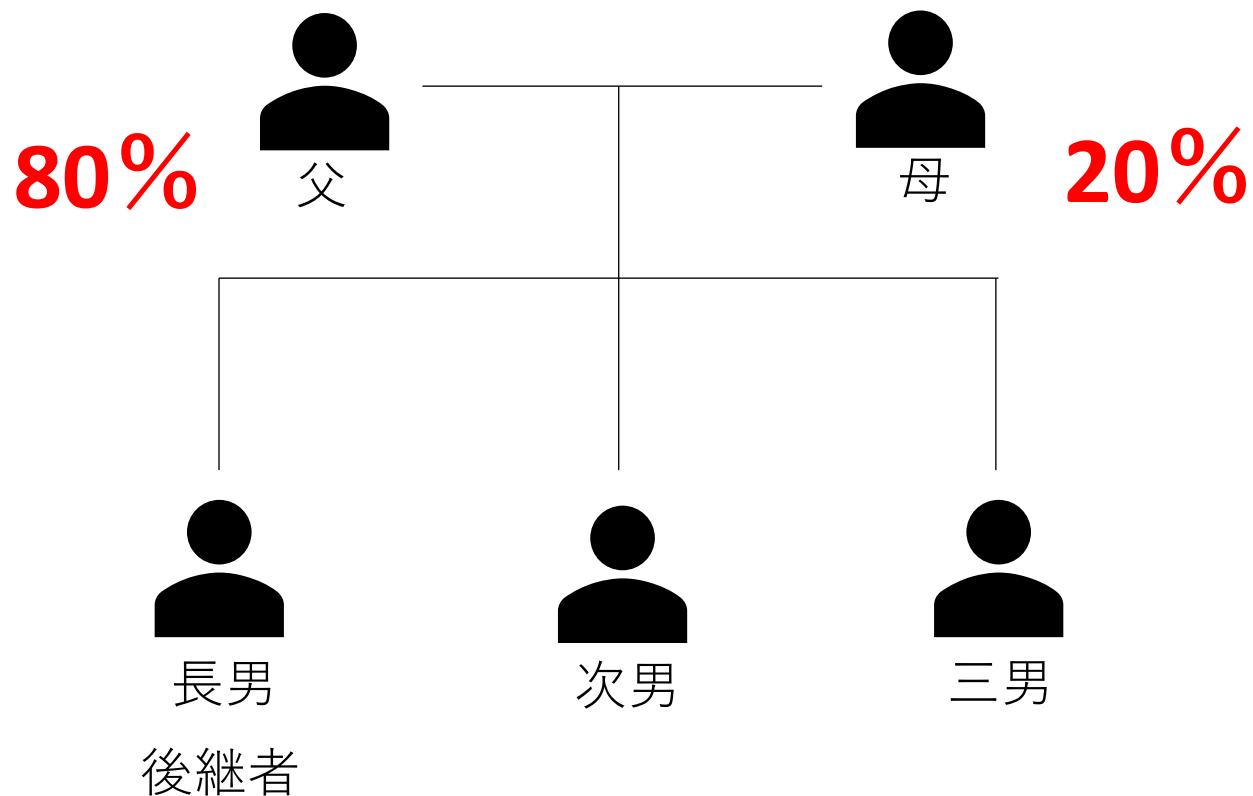
普通決議

自己株式の取得
役員の選任・解任
計算書類の承認
資本金の額の増加
準備金の額の増加
剰余金の処分など

特別決議

譲渡制限株式の買い取り
特定の株主から自己株式の取得
新株予約権付社債の発行
資本金の減少
現物配当
事業譲渡の承認
定款変更
解散
吸収合併等
新設合併等

家系図に株式保有割合を記入する

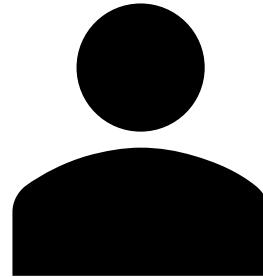


►将来的には**後継者**である“長男”に株式移転を進める必要がある

議決権保有割合のケーススタディ

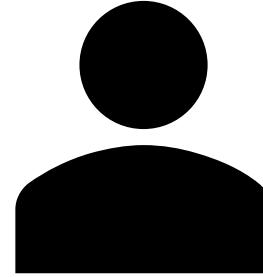
全体の株式総数は**200株**

A



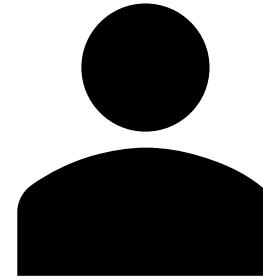
120株

B



50株

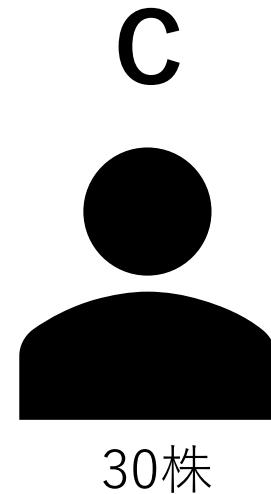
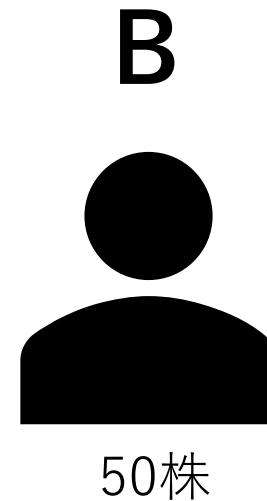
C



30株

議決権保有割合のケーススタディ

全体の株式総数は**200株**

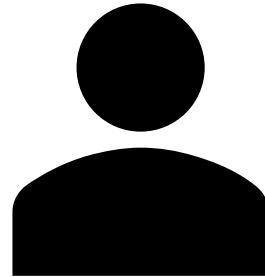


普通決議

議決権保有割合のケーススタディ

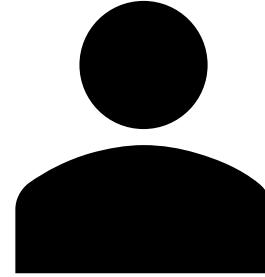
全体の株式総数は**200株**

A



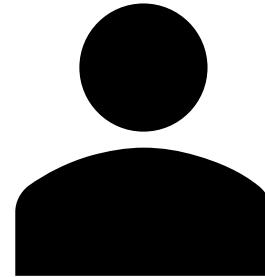
120株

B



50株

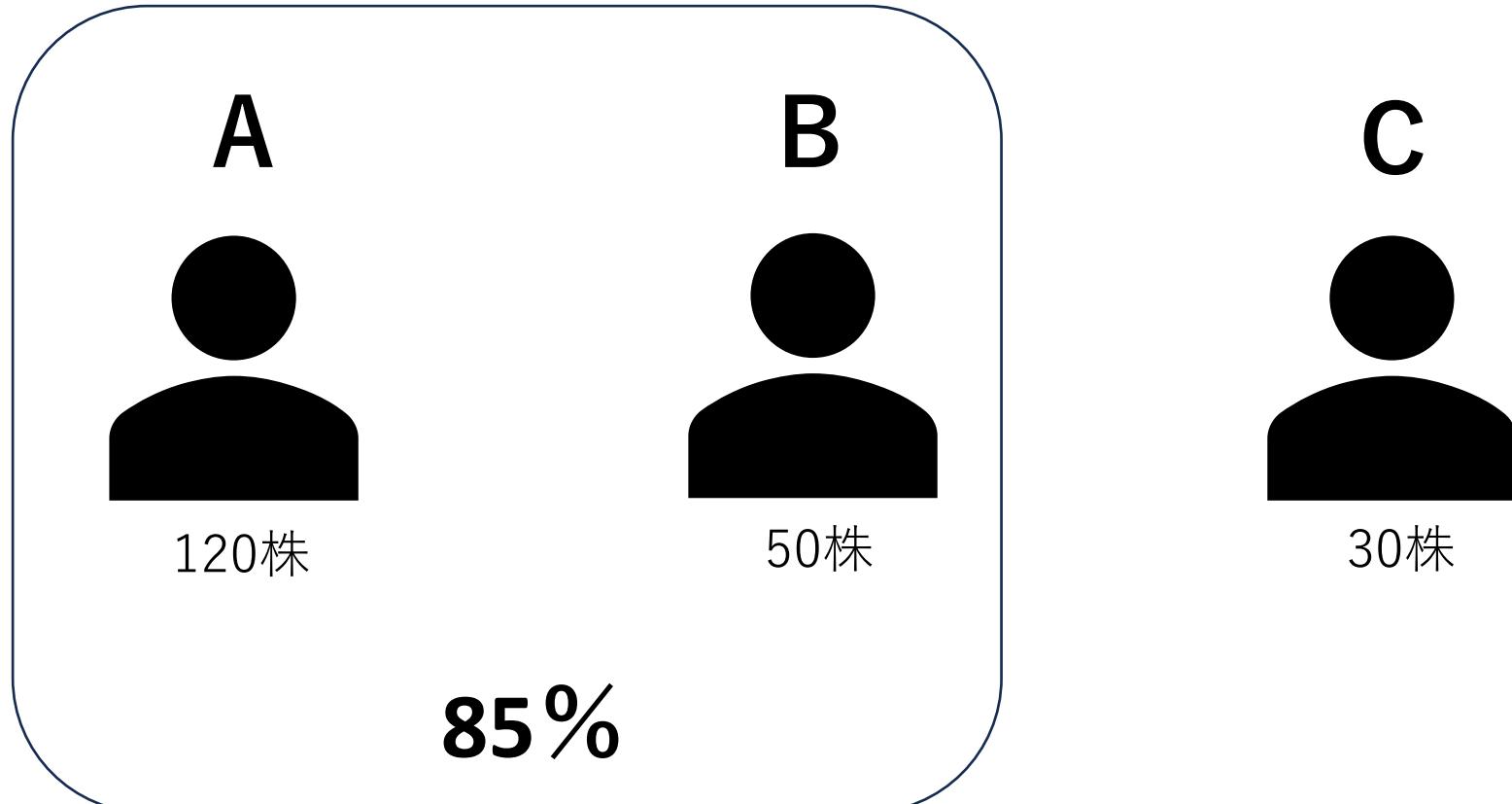
C



30株

議決権保有割合のケーススタディ

全体の株式総数は**200株**

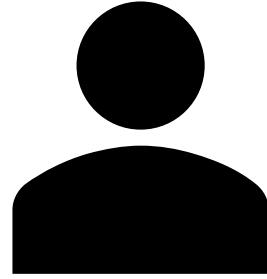


特別決議

議決権保有割合のケーススタディ

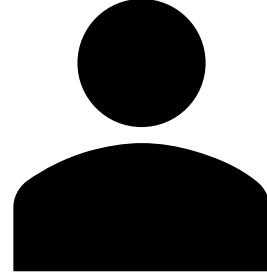
金庫株がある場合のAの議決権の割合は？

A



120株

B



50株

C

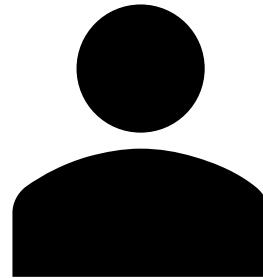


30株

議決権保有割合のケーススタディ

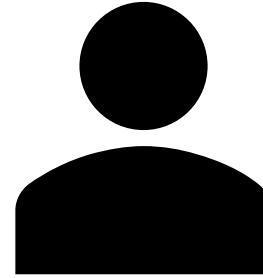
金庫株がある場合のAの議決権の割合は？

A



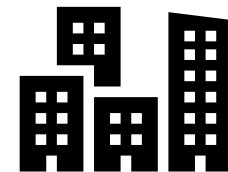
120株

B



50株

C



30株

自己株式（会社が保有する株式）には議決権がありません。

したがって、**A:120株、B:50株、会社（自己株式）:30株**の場合、議決権の計算対象はAとBの株式だけになります。

•**有効議決権株数 = Aの120株 + Bの50株 = 170株**

•**Aの議決権割合 = Aの120株 ÷ 有効議決権株数170株 × 100(%) = 約70.588%**

第308条（議決権の数）

1

株主（株式会社がその総株主の議決権の四分の一以上を有することその他の事由を通じて株式会社がその経営を実質的に支配することが可能な関係にあるものとして法務省令で定める株主を除く。）は、株主総会において、その有する株式一株につき一個の議決権を有する。ただし、単元株式数を定款で定めている場合には、一単元の株式につき一個の議決権を有する。

2

前項の規定にかかわらず、株式会社は、自己株式については、議決権を有しない。

分配可能額の範囲内での買い取りが必須（会社法第461条）

▶会社法では、会社が自社株を株主から買い取る際に財源規則が設けられています。無制限に自社株を買い取ることが可能であれば、会社の資産が流出してしまいかねません。

資金に余裕のない会社が自社株を買い取って金庫株化すると、資金が流出し、会社債権者に予期しない損害をもたらす恐れがあります。**これを防ぐために**、“**買い取る時点**”の“**分配可能額の範囲内**”でのみ、**自社株の買い取りが可能**となるよう規制が設けられています。**分配可能額（買い取り可能額）**は、基本的に剰余金の額と同じになります。資本金については、配当が許されておらず、資本準備金も、資本金の減少を防ぐ役割があるため、配当は許されません。

つまり会社が株主に配当できるのは、資本金と準備金を除いた金額（＝剰余金）になります。

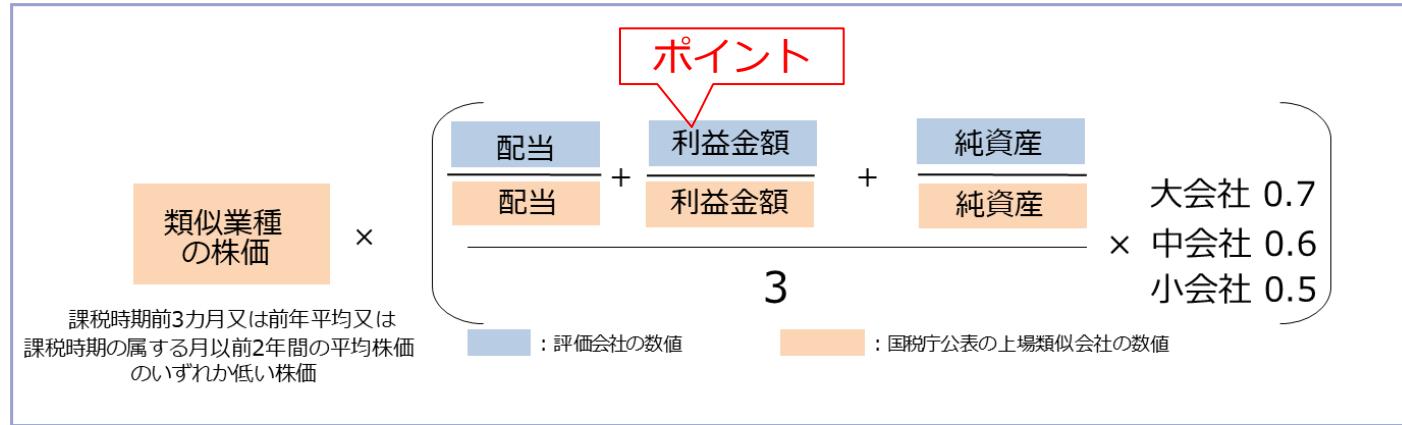
会社規模区分について

会社規模		評価方法		
大会社		類似業種比準価額 × 1.0	又は	純資産価額
中会社	大	類似業種比準価額 × 0.9 + 純資産価額 × 0.1	又は	純資産価額
	中	類似業種比準価額 × 0.75 + 純資産価額 × 0.25	又は	純資産価額
	小	類似業種比準価額 × 0.6 + 純資産価額 × 0.4	又は	純資産価額
小会社		類似業種比準価額 × 0.5 + 純資産価額 × 0.5	又は	純資産価額

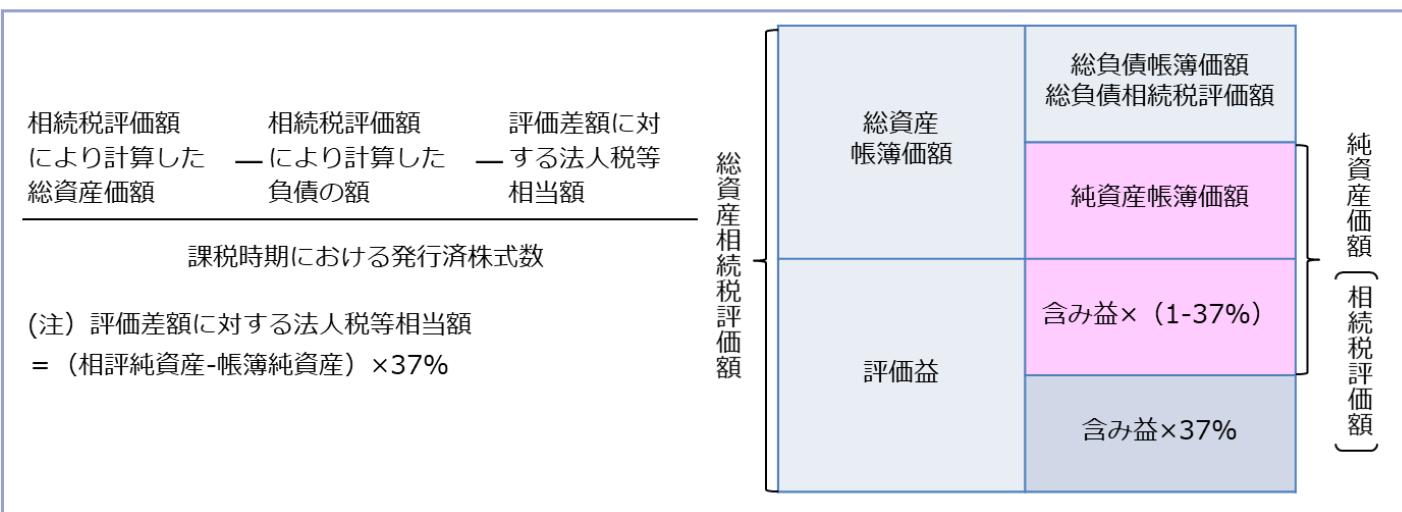
※ 一般的には、類似業種比準価額 < 純資産価額

類似業種比準価額・純資産価額の計算方法について

<類似業種比準価額の計算方法>



<純資産価額の計算方法>



会計検査院：令和5年度決算検査報告の特徴的な案件

令和5年度決算検査報告の特徴的な案件

 Share

[一括ダウンロード\(PDF形式: 5,513KB\)](#) 

目次

I 新型コロナウイルス感染症対策関係経費・物価高騰対策関係経費等に関するもの

- ▶ 1 一般会計の補正予算の執行状況等
- ▶ 2 新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金による事業の実施状況
- ▶ 3 子育て世帯及び低所得世帯向け給付金事業の実施状況
- ▶ 4 電気利用効率化促進対策事業及び電気・ガス価格激変緩和対策事業の実施状況
- ▶ 5 生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付に係るフォローアップ支援の体制整備等の状況
- ▶ 6 IT導入支援事業の実施状況
- ▶ 7 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)等における過大交付等

II 社会保障に関するもの

- ▶ 8 高齢者保健事業と介護予防等との一体的な実施に係る特別調整交付金の交付額の算定

III デジタルに関するもの

- ▶ 9 マイナンバーカード制度における地方公共団体による情報照会の実施状況
- ▶ 10 GIGAスクール構想の一環として高校に整備された学習者用コンピュータの貸与状況等

IV 国民生活の安全性の確保に関するもの

- ▶ 11 緊急輸送道路にある橋りょうの耐震補強の効率的な実施等
- ▶ 12 橋脚の耐震補強の設計が不適切

V 制度・事業の効果等に関するもの

- ▶ 13 相続等により取得した財産のうち取引相場のない株式の評価
- ▶ 14 防衛予算の執行状況等
- ▶ 15 水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業における漁業所得の算出

VI 予算の適正な執行、会計経理の適正な処理等に関するもの

- ▶ 16 犯罪被害者等給付金の支給に伴い国が取得する損害賠償請求権の債権管理

VII 資産、基金等のストックに関するもの

- ▶ 17 (独)農林漁業信用基金が行う農業信用基金協会に対する貸付金の規模

13.相続等により取得した財産のうち取引相場のない株式の評価（特定）

国税庁

検査の背景

- ✓ 相続税及び贈与税の課税対象となる財産のうち、取引相場のない株式は、財産評価基本通達（評価通達）によれば、株式の発行会社（評価会社）の規模及び株主の区分に応じて異なる評価方法により評価
- ✓ 原則的評価方式として次の3つの評価方式があり、評価会社の規模区別に選択可能な評価方式が定められている
 - ①類似業種比準価額方式は1株当たりの類似業種比準価額により評価
→会社の業績等を表す3要素について類似業種と評価会社とを比べて、相対的に株式を評価
 - ②純資産価額方式は1株当たりの純資産価額により評価
 - ③併用方式は類似業種比準価額と純資産価額を併用することにより評価
- ✓ 同族株主(注)以外の株主等が取得した株式については、特例的評価方式である配当還元方式により評価
配当還元方式は年配当金額を一定の率（還元率 = 10%）で割り戻すことにより株式の価額を計算
(注)課税時期における評価会社の株主のうち、株主の1人及びその同族関係者の有する議決権の割合が30%以上のグループ等に属する株主及びその同族関係者

検査の状況

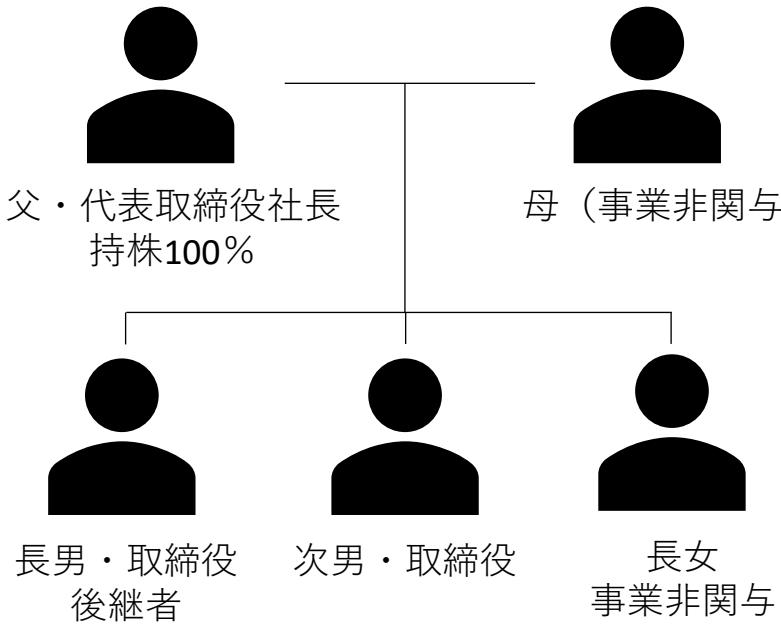
- ✓ 令和2、3両年分の相続税及び贈与税の申告のうち、取得した財産に取引相場のない株式がある申告の中から、無作為抽出した計1,600件の申告を対象として検査
- 1. 原則的評価方式による評価の状況
 - ・類似業種比準価額の中央値は純資産価額の中央値の27.2%となっており、類似業種比準価額は、純資産価額に比べて相当程度低い水準
→計算式に類似業種比準価額が用いられている類似業種比準価額方式(①)及び併用方式(③)による各評価額は、純資産価額方式(②)による評価額に比べて相当程度低く算定され、各評価方式の間で1株当たりの評価額に相当のかい離が生じている状況
 - ・純資産価額に対する申告評価額の割合の分布状況をみると、その中央値は、大企業0.32倍、中企業0.50倍、小企業0.61倍
→評価会社の規模が大きい区分ほど株式の評価額が相対的に低く算定される傾向
 - ⇒類似業種比準価額が下がる方向で評価通達が改正されてきたことや評価通達の計算式が評価会社の業績等の実態を踏まえて株式を評価する方法として適切に機能していないおそれがあることなどが要因となっていると思料
 - ▶このような状況は、異なる規模区分の評価会社が発行した取引相場のない株式を取得した者間で株式の評価の公平性が必ずしも確保されているとはいえないと思料
- 2. 特例的評価方式（配当還元方式）による評価の状況
 - ・配当還元方式の還元率（10%）は、評価通達制定当時（昭和39年）の金利等を参考にするなどして設定
その後、還元率は金利の水準が長期的に低下する中で見直されていない
→還元率が社会経済の変化に応じたものとなっておらず、近年の金利の水準と比べて相対的に高い率となっているおそれ
 - ▶10%の還元率に基づいて算定される評価額は、通達制定当時と比べて相対的に低くなっているおそれがあると思料

所見

- ✓ 国税庁において、相続等により取得した財産のうち取引相場のない株式の評価について、異なる規模区分の評価会社が発行した取引相場のない株式を取得した者間での株式の評価の公平性や社会経済の変化を考慮するなどして、評価制度の在り方について様々な視点からより適切なものとなるよう検討を行っていくことが肝要

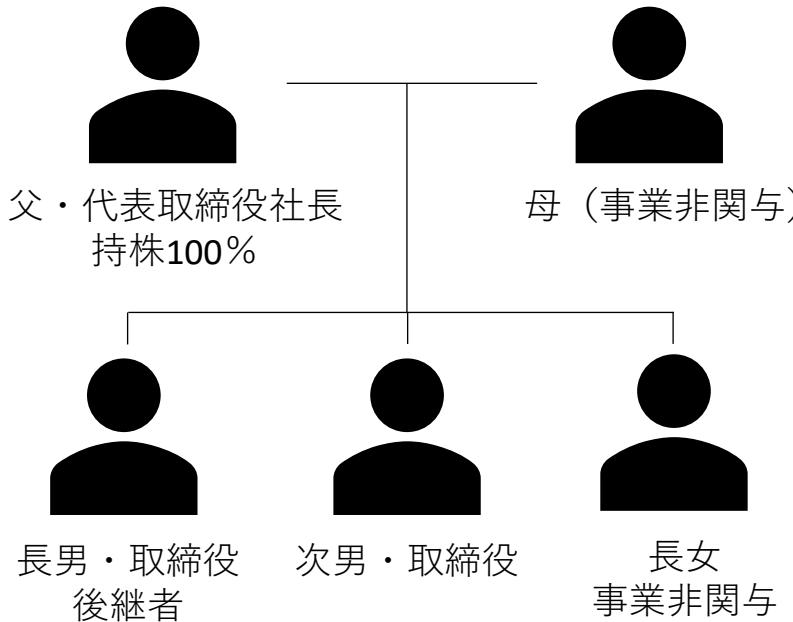
決算書ケーススタディ

添付している決算書に対して、下記のケーススタディに取り組んでみましょう。
自社株の相続税評価額は2億円。（自社株含み、社長の個人財産は5億円とする）



- ①無対策のまま、父である代表取締役が亡くなった場合、どのようなリスクが起こるかを出来るだけ多く答えなさい。
- ②父が亡くなった場合、会社の売上は年間2億円下がると予想される。この時に想定される営業利益の減少額を計算しなさい。
- ③社長死亡時にかかる保障額を想定しなさい。ただし金融機関による借入返済資金を完済、株式については相続税納税の為の資金を確保、売上減少の補填資金を確保（②を参考）するものとする。

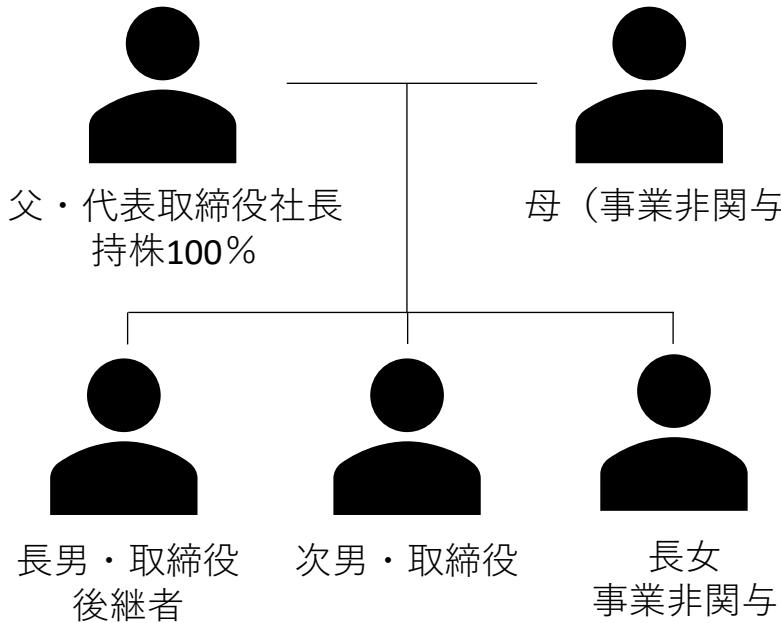
添付している決算書に対して、下記のケーススタディに取り組んでみましょう。
自社株の相続税評価額は2億円。（自社株含み、社長の個人財産は5億円とする）



①無対策のまま、父である代表取締役が亡くなった場合、どのようなリスクが起こるかを出来るだけ多く答えなさい。

- ▶ 株式相続リスク
- ▶ 株式分散リスク
- ▶ 株式買い取りリスク
- ▶ 役員借入金によるリスク
- ▶ 個人不動産が事業用不動産になっていることによるリスク
- ▶ 代表のまま死亡することによる会社混乱のリスク
- ▶ 連帶保証債務リスク
- ▶ 売上減少リスク

添付している決算書に対して、下記のケーススタディに取り組んでみましょう。
自社株の相続税評価額は2億円。（自社株含み、社長の個人財産は5億円とする）



②父が亡くなった場合、会社の売上は年間2億円下がると予想される。この時に想定される営業利益の減少額を計算しなさい。

売上高

►11.1億円

粗利益（売上総利益）

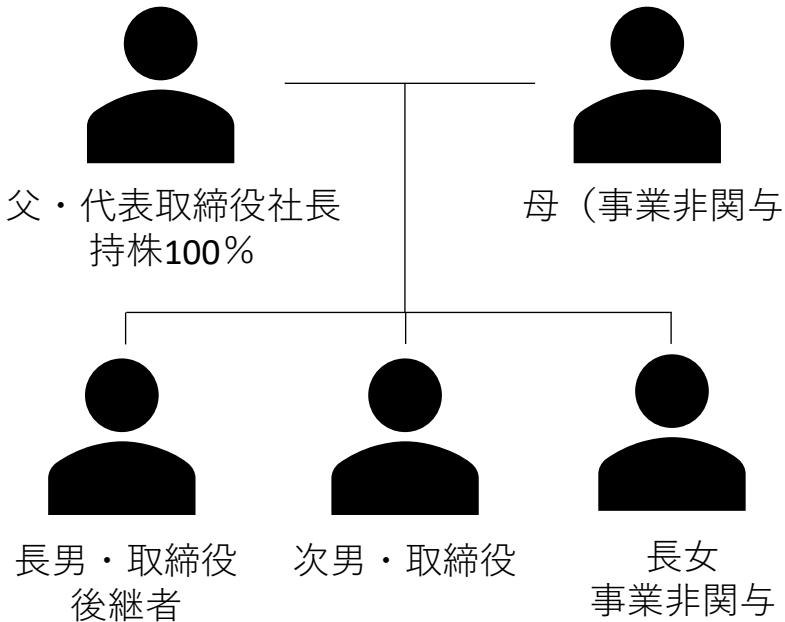
►2.97億円

粗利益率（売上総利益率）

►26.8%

つまり売上高が2億円下がると、営業利益は2億円 × 26.8% = **5,360万円**

添付している決算書に対して、下記のケーススタディに取り組んでみましょう。
自社株の相続税評価額は2億円。（自社株含み、社長の個人財産は5億円とする）



③社長死亡時にかかる保障額を想定しなさい。
ただし金融機関による借入返済資金を完済、株式については相続税納税の為の資金を確保、売上減少の補填資金を確保（②を参考）するものとする。

►借入返済資金
 $17,108\text{万円} \div 0.7 = 24,440\text{万円}$

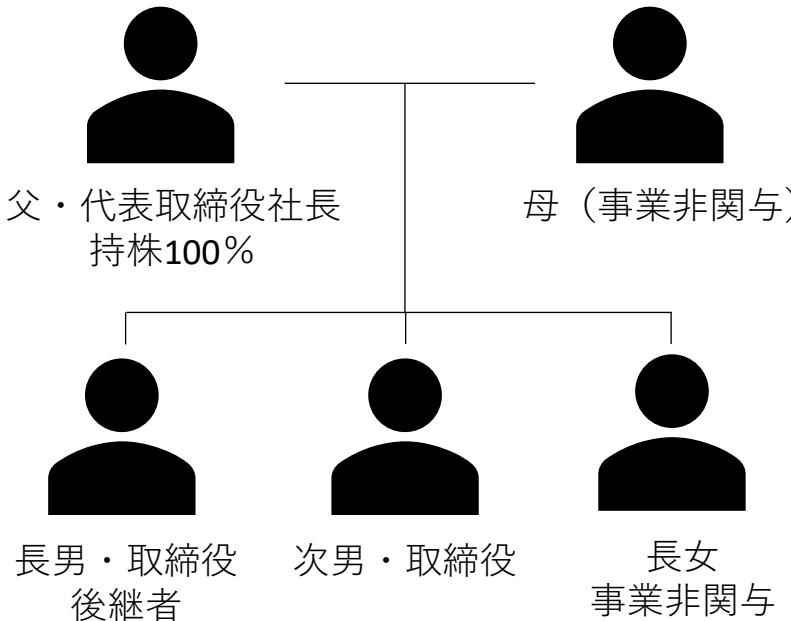
►相続税納税の為の資金
6,814万円

►売上減少の補填資金
5,360万円

合計：36,614万円

決算書ケーススタディ

添付している決算書に対して、下記のケーススタディに取り組んでみましょう。
自社株の相続税評価額は2億円。（自社株含み、社長の個人財産は5億円とする）



③社長死亡時にかかる保障額を想定しなさい。
ただし金融機関による借入返済資金を完済、株式
については相続税納税の為の資金を確保、売上減
少の補填資金を確保（②を参考）するものとする。

ステップ	計算式（概算）	結果
1. 課税遺産総額	5 億円 - 基礎控除 5,400 万円	4 億4,600 万円
2. 相続税総額 (法定相続分)	速算表適用	1 億1,925万円
3. 長男の相続税	$1\text{億}1,925\text{万円} \times (2\text{億円} \div 5\text{億円})$	約 4,770 万円
4. 会社受取の 必要保険金	$4,770\text{ 万円} \div (1 - \text{法人実効税率 } 30\%)$	約 6,814 万円

決算書ケーススタディ

ステップ	概要	計算式・ロジック	結果
① 基礎控除	非課税ラインを確定	$3,000\text{万} + 600\text{万} \times \text{相続人4人}$	5,400万円
② 課税遺産総額	課税対象となる遺産を算定	遺産総額 5億 - 基礎控除 5,400万	4億4,600万円
③ 法定相続分で4等分	一旦“きれいに”分割して仮取り分を作る	配偶者 $\frac{1}{2} \rightarrow 2.23\text{億}$	-
		子 1人 $\frac{1}{6} \rightarrow 7,433\text{万円}$	
④ 速算表で仮税額	子 1人 : $7,433\text{万} \times 30\% - 700\text{万}$	1,530万円	-
		(配偶者 7,335万円)	
⑤ 相続税総額	仮税額を合計	$7,335\text{万} + 1,530\text{万} \times 3$	1億1,925万円
⑥ 長男の実税額に調整	長男は株式 2億取得	$1\text{億}1,925\text{万円} \times (2\text{億円} \div 5\text{億円})$	4,770万円
⑦ 長男が必要な現金	予備なしで納税額そのもの		4,770万円
⑧ 法人受取保険金を逆算	手取り $\div (1 - \text{法人実効税率 } 30\%)$	$4,770\text{万} \div 0.70$	約 6,814万円

社長が自社株100%保有のまま死亡すると？

論点	内容	解決策
前提	- 社長(70)が自社株100%（評価額2億円）を所有	-
	- 何の生前対策も実施しないまま死亡	
(1) 相続税の負担	- 相続税は各相続人が「法定相続分」または「遺産分割協議」で定めた割合に応じて負担	- 生前に「生命保険の活用」「納税猶予制度の活用」などの準備が理想だが、死亡後は延納/物納等を検討
	- 納税資金が足りない場合は、(1)現金や他資産の売却、(2)金融機関からの借入、(3)延納/物納などを検討する必要がある	- 他の遺産の処分や借入に頼らざるを得ないケースが多い
(2) 株式の分散リスク	- 法定相続分で株式を分けると後継者（長男）が過半数を取得できない可能性	- 遺産分割協議で後継者に株式を集中させ、他の相続人には代償金や他の財産を渡す
	- 経営権が不安定になり、会社の意思決定に混乱が生じやすい	- 十分な現金がない場合は「生命保険金」「借入」による代償資金の確保
(3) 株式を望まない相続人への対応	- 「株はいらない」と言う相続人がいると、相続時点で株をどのように分けるか問題	- 代償分割：後継者が株を取得し、他相続人には現金などで補填
	- 分散を避けるために後継者や会社が買い取る方法などが考えられる	- 会社による自己株式取得：会社法上の手続き（株主総会の特別決議など）が必要
(4)会社としての問題：決定権	- 株式が分散すると株主総会での過半数・特別決議の成立が難しく、重要事項がスムーズに決められない	- 後継者が過半数～2/3以上の株式を確保できるよう、相続人同士の合意を急ぐ
		- 生前対策として議決権を集中する仕組み（持株会社・信託など）を検討するのが望ましい
(5)会社としての問題：後継者の選任	- 代表取締役の就任は「株主総会→取締役選任→取締役会(または株主総会)で代表取締役選任」の流れ	- 生前に「代表取締役の交代」を進めておけば混乱が少ない
		- 死亡後は早期に臨時株主総会や取締役会を開き、後継者の代表取締役選任手続きを行う